

○補助対象の要件（個人）

補助対象設備	補助対象の要件
太陽光発電設備 （住宅用）	<p>次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。</p> <p>(1) 住宅の屋根に設置し、太陽光発電設備により発電した電気の全部又は一部が同一の敷地内において居住の用に消費されていること。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に基づく、固定価格買取制度（FIT制度）の認定又はFIP（Feed-in Premium）制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(3) 太陽電池の最大出力（設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本産業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（kW表示とし、小数点以下第3位を切り捨てる。）が10kW未満のシステムであるもの。</p> <p>(4) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める事項を遵守すること。</p> <p>(5) 未使用品であるもの</p>
蓄電池 （住宅用）	<p>次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。</p> <p>(1) 蓄電池から供給される電気が、同一の敷地内において居住の用に消費されること。</p> <p>(2) 住宅の屋根に設置した太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であるもの。</p> <p>(3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(4) 未使用品であるもの</p>
宅配ボックス （住宅用）	<p>収納した宅配物を安全に保管し、正当な受取人のみが受け取ることができる機能を有しているものであって、次のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 市内業者から購入するもの。ただし、住宅の新築、建替及び改修並びに補助対象付き住宅を新たに購入する場合は除く。</p> <p>(2) 3辺の合計が80cm以上の荷物が投函できる大きさがあるもの</p> <p>(3) 庫内の最低容量が50ℓ以上である場合は、通気性を有し、内部から扉が開けられる構造であるもの</p> <p>(4) 集合住宅（1棟の建物内に複数の住戸が区画され、各区画がそれぞれ独立された住宅をいう。以下同じ。）においては、補助対象者の住戸前に設置が可能なもので、共用のために使用するものでないこと。</p> <p>(5) 未使用品であるもの</p>
エネルギー管理システム （住宅用）	<p>家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの可視化を図るシステムであって、次のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 住宅居住者が使用する家電製品及び空調、照明等の機器の電気使用量を個別に計測し、及びその情報を蓄積し、電気使用量の「見える化」が図られていること。</p> <p>(2) 1以上の機器に対して、使用者の確認を介した省エネルギーに資する自動制御機能を有していること。</p> <p>(3) ECHONET Lite規格を標準的なインターフェースとして搭載していること。</p> <p>(4) 未使用品であるもの</p>

○補助対象の要件（事業者）

補助対象設備	補助対象の要件
太陽光発電設備 （事業所用）	<p>次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。</p> <p>(1) 事業所の敷地内に設置し、太陽光発電設備により発電した電気の全部又は一部が同一の敷地内において事業の用に消費されていること。</p> <p>(2) 再エネ特措法に基づく、固定価格買取制度（FIT制度）の認定又はFIP（Feed-in Premium）制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(3) 低圧配電線又は高圧配電線で連携される設備であり、電力会社と電力需給契約が結ばれていること。</p> <p>(4) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める事項を遵守すること。</p> <p>(5) 未使用品であるもの。</p>
蓄電池 （事業所用）	<p>次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。</p> <p>(1) 蓄電池から供給される電気が、同一の敷地内において事業の用に消費されること。</p> <p>(2) 太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であるもの。</p> <p>(3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(4) 未使用品であるもの。</p>
高効率空調設備 （事業所用）	<p>次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。</p> <p>(1) 対象施設内に設置するものであり、既存の空調設備を更新することにより、二酸化炭素の排出に係る削減効果が得られるもの。</p> <p>(2) 次の製品のいずれかであること。</p> <p>ア 日本産業規格 電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法（JIS C9901）（目標年度 2027 年度）に基づく省エネルギー基準達成率が 100%以上の家庭用の空調設備</p> <p>イ 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する令和6年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業（Ⅲ）設備単位型の補助対象設備のユーティリティ設備（高効率空調）である業務用の空調設備</p> <p>(3) 「省エネルギー診断」の受診結果に基づく設備の更新であること（過去に「省エネルギー診断」を受診したものを含む。）。</p> <p>(4) 未使用品であるもの。</p>
高効率照明機器 （事業所用）	<p>次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。</p> <p>(1) 対象施設内に設置するものであり、既存の照明機器を更新することにより、二酸化炭素の排出に係る削減効果が得られるもの。</p> <p>(2) 調光制御機能を有するLED照明機器であること。</p> <p>(3) 「省エネルギー診断」の受診結果に基づく設備の更新であること（過去に「省エネルギー診断」を受診したものを含む。）。</p> <p>(4) 未使用品であるもの。</p>

○補助対象経費（個人）

補助対象設備	補助対象経費
太陽光発電設備 （住宅用）	機器費及び工事費（消費税及び地方消費税を含む。）
蓄電池 （住宅用）	機器費及び工事費（消費税及び地方消費税を含む。）
宅配ボックス （住宅用）	機器費及び工事費（消費税及び地方消費税を含む。）
エネルギー管理システム （住宅用）	機器費及び工事費（消費税及び地方消費税を含む。）

○補助対象経費（事業者）

補助対象設備	補助対象経費
太陽光発電設備 （事業所用）	機器費及び工事費（消費税及び地方消費税を除く。）
蓄電池 （事業所用）	機器費及び工事費（消費税及び地方消費税を除く。）
高効率空調設備 （事業所用）	機器費及び工事費（消費税及び地方消費税を除く。）
高効率照明機器 （事業所用）	機器費及び工事費（消費税及び地方消費税を除く。）

○補助対象者（個人）

補助対象設備	補助対象者
太陽光発電設備 （住宅用）	次の要件を満たす者であること。 (1) 市内に住所（住民基本台帳に記録されている住所をいう。以下同じ。）を有し、又は補助事業の完了時において市内に住所を有する個人であって、自ら居住する住宅に補助対象を新たに設置するもの（住宅又は土地の所有者の同意を得て設置するものを含む。）又は建売住宅供給者等から市内に補助対象付き住宅を新たに購入する者 (2) 市税の滞納がない者 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者
蓄電池 （住宅用）	
宅配ボックス （住宅用）	
エネルギー管理システム （住宅用）	

○補助対象者（事業者）

補助対象設備	補助対象者
太陽光発電設備 （事業所用）	次の要件を満たす者であること。 (1) 市内に住所を有する中小企業者等（次に掲げるいずれか）に該当する者 ア 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第2項に規定する中小企業者等 イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人又は一般財団法人 ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に規定する公益社団法人又は公益財団法人 エ 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項の銀行、信用金庫法(昭和26年法律第238号)第2条に規定する信用金庫その他の金融に関する業務を行う者 オ 所得税法(昭和40年法律第33号)第143条の規定による青色申告を行っている者 カ その他市長が必要と認める者 (2) 市税の滞納がない者 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者
蓄電池 （事業所用）	
高効率空調設備 （事業所用）	
高効率照明機器 （事業所用）	

○交付申請書に添える必要書類（個人）

補助対象設備	交付申請書に添える必要書類
太陽光発電設備 （住宅用）	(1) 補助対象に係る工事請負契約書の写し（補助対象付き住宅を購入する場合は、売買契約書の写し） (2) 補助対象経費の内訳書（設備に係る内訳（金額を含む。）が明記されている書類） (3) 太陽光発電設備を構成する機器の仕様書（太陽電池モジュールの型式、最大出力及び使用枚数並びにパワーコンディショナーのメーカー名、型式及び定格出力が記載されているもの） (4) 補助対象の設置場所及び付近の見取図 (5) 補助対象の設置工事着手前の現況写真（補助対象付き住宅を購入する場合は、設置後の写真） (6) 個人情報の確認等に関する誓約・同意書（様式第8号） (7) 承諾書（住宅又は土地の所有者が、申請者と異なる場合に限る。）（様式第9号） (8) その他市長が必要と認めるもの。
蓄電池 （住宅用）	(1) 補助対象に係る工事請負契約書の写し（補助対象付き住宅を購入する場合は、売買契約書の写し） (2) 補助対象経費の内訳書（設備に係る内訳（金額を含む。）が明記されている書類） (3) 蓄電池の仕様書（メーカー名及びパッケージ型番が記載されているもの） (4) 太陽光発電設備の稼働状況が確認可能な写真（太陽光発電設備を既に設置しているときに限る。） (5) 補助対象の設置場所及び付近の見取図 (6) 補助対象の設置工事着手前の現況写真（補助対象付き住宅を購入する場合は、設置後の写真） (7) 個人情報の確認等に関する誓約・同意書（様式第8号） (8) 承諾書（住宅又は土地の所有者が、申請者と異なる場合に限る。）（様式第9号） (9) その他市長が必要と認めるもの。
宅配ボックス （住宅用）	(1) 補助対象に係る工事請負契約書の写し（補助対象付き住宅を購入する場合は、売買契約書の写し）又は見積書の写し (2) 補助対象経費の内訳書（設備に係る内訳（金額を含む。）が明記されている書類） (3) 宅配ボックスの仕様書（メーカー名及び品番、サイズが記載されているもの）が確認できる書類 (4) 補助対象の設置場所及び付近の見取図 (5) 補助対象の設置工事着手前の現況写真（補助対象付き住宅を購入する場合は、設置後の写真） (6) 個人情報の確認等に関する誓約・同意書（様式第8号） (7) 承諾書（住宅又は土地の所有者が、申請者と異なる場合に限る。）（様式第9号） (8) その他市長が必要と認めるもの。
エネルギー管理システム （住宅用）	(1) 補助対象に係る工事請負契約書の写し（補助対象付き住宅を購入する場合は、売買契約書の写し） (2) 補助対象経費の内訳書（設備に係る内訳（金額を含む。）が明記されている書類） (3) エネルギー管理システムの仕様書（メーカー名及び型式が記載されているもの） (4) 補助対象の設置場所及び付近の見取図 (5) 補助対象の設置工事着手前の現況写真（補助対象付き住宅を購入する場合は、設置後の写真） (6) 個人情報の確認等に関する誓約・同意書（様式第8号） (7) 承諾書（住宅又は土地の所有者が、申請者と異なる場合に限る。）（様式第9号） (8) その他市長が必要と認めるもの。

○交付申請書に添える必要書類（事業者）

補助対象設備	交付申請書に添える必要書類
太陽光発電設備 （事業所用）	(1) 補助対象に係る工事請負契約書の写し (2) 補助対象経費の内訳書（設備に係る内訳（金額を含む。）が明記されている書類） (3) 太陽光発電設備を構成する機器の仕様書（太陽電池モジュールの型式、最大出力及び使用枚数並びにパワーコンディショナーのメーカー名、型式及び定格出力が記載されているもの） (4) 補助対象の設置場所及び付近の見取図 (5) 補助対象の設置工事着手前の現況写真 (6) 個人情報の確認等に関する誓約・同意書（様式第8号） (7) 中小企業者等であることが確認できる書類（法人登記履歴事項全部証明書の写し、個人事業の開業・廃業届出書等の控えの写しなど） (8) その他市長が必要と認めるもの。
蓄電池 （事業所用）	(1) 補助対象に係る工事請負契約書の写し (2) 補助対象経費の内訳書（設備に係る内訳（金額を含む。）が明記されている書類） (3) 蓄電池の仕様書（メーカー名及びパッケージ型番が記載されているもの） (4) 太陽光発電設備の稼働状況が確認可能な写真（太陽光発電設備を既に設置しているときに限る。） (5) 補助対象の設置場所及び付近の見取図 (6) 補助対象の設置工事着手前の現況写真 (7) 個人情報の確認等に関する誓約・同意書（様式第8号） (8) 中小企業者等であることが確認できる書類（法人登記履歴事項全部証明書の写し、個人事業の開業・廃業届出書等の控えの写しなど） (9) その他市長が必要と認めるもの。
高効率空調設備 （事業所用）	(1) 補助対象に係る工事請負契約書の写し (2) 補助対象経費の内訳書（設備に係る内訳（金額を含む。）が明記されている書類） (3) 空調設備の仕様書（メーカー名及び品番が記載されているもの）が確認できる書類 (4) 補助対象の設置場所及び付近の見取図 (5) 補助対象の設置工事着手前の現況写真 (6) 省エネルギー診断の診断結果が確認できる書類 (7) 個人情報の確認等に関する誓約・同意書（様式第8号） (8) 中小企業者等であることが確認できる書類（法人登記履歴事項全部証明書の写し、個人事業の開業・廃業届出書等の控えの写しなど） (9) その他市長が必要と認めるもの。
高効率照明機器 （事業所用）	(1) 補助対象に係る工事請負契約書の写し (2) 補助対象経費の内訳書（設備に係る内訳（金額を含む。）が明記されている書類） (3) 照明機器の仕様書（メーカー名及び品番が記載されているもの）が確認できる書類 (4) 補助対象の設置場所及び付近の見取図 (5) 補助対象の設置工事着手前の現況写真 (6) 省エネルギー診断の診断結果が確認できる書類 (7) 個人情報の確認等に関する誓約・同意書（様式第8号） (8) 中小企業者等であることが確認できる書類（法人登記履歴事項全部証明書の写し、個人事業の開業・廃業届出書等の控えの写しなど） (9) その他市長が必要と認めるもの。

○実績報告書に添える必要書類（個人）

補助対象設備	実績報告書に添える必要書類
太陽光発電設備 （住宅用）	(1) 補助対象経費が明記された領収書の写し (2) 補助対象の設置状態を示す写真（建物全体写真、太陽電池モジュールの写真並びにパワーコンディショナー全体及び銘板の写真） (3) 電力会社との電力受給契約が確認できる書類の写し (4) 補助対象機器の保証書又は保守を受けることが確認できる書類の写し (5) 補助対象が未使用品であることの証明書（補助対象付き住宅を購入する場合に限る。）（様式第11号） (6) その他市長が必要と認めるもの。
蓄電池 （住宅用）	(1) 補助対象経費が明記された領収書の写し (2) 補助対象の設置状態を示す写真（品名番号、製造番号が記載されたもの。） (3) 補助対象機器の保証書又は保守を受けることが確認できる書類の写し (4) 補助対象が未使用品であることの証明書（補助対象付き住宅を購入する場合に限る。）（様式第11号） (5) その他市長が必要と認めるもの。
宅配ボックス （住宅用）	(1) 補助対象経費が明記された領収書の写し (2) 補助対象の設置状態を示す写真（品名番号が記載されたもの。） (3) 補助対象機器の保証書又は保守を受けることが確認できる書類の写し (4) 補助対象が未使用品であることの証明書（補助対象付き住宅を購入する場合に限る。）（様式第11号） (5) その他市長が必要と認めるもの。
エネルギー管理システム （住宅用）	(1) 補助対象経費が明記された領収書の写し (2) 補助対象の設置状態を示す写真（品名番号が記載されたもの。） (3) 補助対象機器の保証書又は保守を受けることが確認できる書類の写し (4) 補助対象が未使用品であることの証明書（補助対象付き住宅を購入する場合に限る。）（様式第11号） (5) その他市長が必要と認めるもの。

○実績報告書に添える必要書類（事業者）

補助対象設備	実績報告書に添える必要書類
太陽光発電設備 （事業所用）	(1) 補助対象経費が明記された領収書の写し (2) 補助対象の設置状態を示す写真（建物全体写真、太陽電池モジュールの写真並びにパワーコンディショナー全体及び銘板の写真） (3) 電力会社との電力受給契約が確認できる書類の写し (4) 補助対象機器の保証書又は保守を受けることが確認できる書類の写し (5) 補助対象が未使用品であることの証明書 (6) その他市長が必要と認めるもの。
蓄電池 （事業所用）	(1) 補助対象経費が明記された領収書の写し (2) 補助対象の設置状態を示す写真（品名番号、製造番号が記載されたもの。） (3) 補助対象機器の保証書又は保守を受けることが確認できる書類の写し (4) その他市長が必要と認めるもの。
高効率空調設備 （事業所用）	(1) 補助対象経費が明記された領収書の写し (2) 補助対象の設置状態を示す写真（品名番号が記載されたもの。） (3) 補助対象機器の保証書又は保守を受けることが確認できる書類の写し (4) その他市長が必要と認めるもの。
高効率照明機器 （事業所用）	(1) 補助対象経費が明記された領収書の写し (2) 補助対象の設置状態を示す写真（品名番号が記載されたもの。） (3) 補助対象機器の保証書又は保守を受けることが確認できる書類の写し (4) その他市長が必要と認めるもの。